

こども性暴力防止法の施行に向けた基本方針

令和 7 年 6 月 26 日

こども性暴力防止法施行準備委員会決定

こどもに対する性暴力等は、こどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得るものであり、政府が一丸となって絶対に防がなければならないものである。

このため、過去数年間にわたるこども性暴力防止法の検討過程においても、関係府省庁がそれぞれの必要な役割を果たしながら、協力して検討が進められてきた。

昨年度、法成立後に設置された関係府省庁連絡会議においても、関係府省庁の協力の下、議論の整理が取りまとめられており、今後、法の施行に向けても、関係府省庁が、所管分野において、引き続き必要な役割を果たす必要がある。

こども家庭庁においては、本年 4 月に、「こども性暴力防止法施行準備検討会」を設置し、関係府省庁連絡会議の議論の整理も踏まえつつ、施行事項に関する各論点について検討を深めてきた。6 月中には、一定の対応案の整理を行い、こどもの意見聴取、関係団体からのヒアリング等を経て、秋頃には中間とりまとめが行われる予定である。

法の施行期限が来年 12 月 25 日であることを踏まえると、本年から必要な予算・執行体制の確保を関係府省庁において行うとともに、秋以降には、関係府省庁が協力して、国民全体や所管業界等に対する周知を強力に進めていく必要がある。

このようなことを踏まえ、次のような基本方針を決定する。

1 検討の方向性

本年 4 月以降、こども家庭庁の「こども性暴力防止法施行準備検討会」において検討が進められてきた、施行事項に関する主な論点及びその検討の

方向性（資料１）については、関係府省庁として、昨年度に行われた関係府省庁連絡会議の議論の整理とも整合的であることを確認するとともに、今後も引き続き、こども家庭庁を中心に、関係府省庁が一体となって更なる検討を進めていく。

2 予算

○ こども性暴力防止法の施行に必要な予算に関し、こども家庭庁においては、

- ・ 業務委託に要する経費
- ・ こども性暴力防止法関連システムの開発及び保守管理に要する経費
- ・ 事業者からの相談対応に要する経費
- ・ その他周知広報、必要な調査研究等に要する経費

の要求を行うほか、こども家庭庁が所管する児童福祉施設・事業において、こども性暴力防止法の施行に伴い追加的に必要となる経費について、要求を行う。

○ また、関係府省庁においては、所管制度ごとに行われている取組の中で、既に事業者・被害者支援、防犯、DX、システム等、こどもに対する性暴力の防止に資するものがあることから、こども性暴力防止法の施行に当たっても、これらの取組を継続・拡充することにより効果的・効率的な対策を行うことが可能となる。

このため、こども性暴力防止法の施行に伴い、各所管分野において追加的に必要となる経費、各府省庁が有するシステムの改修に要する経費等については、既存の取組の継続・拡充を含め、それぞれ関係府省庁において、必要な要求を行う。

3 執行体制

○ こども性暴力防止法の施行に当たっては、対象事業者・従事者の数が極めて多いことから、犯罪事実確認、認定、監督等の法律上求められる事務

の執行を行うためには、こども家庭庁をはじめとする関係組織の大幅な増強及び委託先の確保が必要となる。

- このため、組織・定員要求に当たっては、こども性暴力防止法の円滑かつ確実な執行のため、こども家庭庁をはじめとする執行体制に関し、必要な人員が確保されるよう要求を行う。特に、制度の施行直後に混乱をきたさないよう、十分に留意する。

4 周知

- こども性暴力防止法の施行期限が、来年 12 月 25 日であることを踏まえると、こども家庭庁における施行事項に関する検討状況も見つつ、秋以降には、制度施行に関する周知を本格化させていく必要がある。
- こども家庭庁をはじめ、各所管業界・関係組織を有する関係府省庁においても、本制度の施行に向けて、本制度に直接関係するこども、保護者、事業者、従事者をはじめとする国民全体に周知を行っていく。

5 今後の進め方

- 基本方針に定める事項については、関係府省庁において、適切に対応するとともに、その対応状況について、今後開催する準備委員会において報告を行う。本年秋頃には、第 2 回の準備委員会を開催する。

以上